

2012年度活動報告

2012～2013年度活動方針の中間総括と課題・補強（案）

I. 社会的連帯を深める運動と政策の実現

2012年度の取り組みの概要	到達点／課題、補強
<p>1. 東日本大震災からの復興・再生に向けて</p> <p>(1) 生活再建、復興・再生に向けた活動と政策改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2012年度政策と制度に関する要求と提言を通じ、政策・制度改善に取り組んだ。 <p><要請項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重ローン等の生活支援対策への施策充実 ・被災者生活再建支援法の改善 ・買い物弱者対策事業への支援施策拡充 ・食品放射性物質の調査結果等の提供充実 ・協同労働の仕事おこし促進 ・公的就労・訓練制度の創設 ・被災地の生活保護対策 <p>(2) 防災・減災の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2012年8月号より「ニュースレター」で事業団体へ依頼しシリーズ化がスタートした。 ○ 全労済の「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」地方労福協会議で確認後、各県で取組みが開始されている。 ○ フードバンク活動（後掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府に対する政策改善要望の実施状況を精査し、今後の課題を整理する。 ○ 当該被災地域の要望を集約し、対応を行っていく。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業団体の掲載終了後、労組会員へ呼びかける。 ○ 約70万枚配布し、20万枚が回収。診断結果で「未加入」「不十分」の判断が79%。今後、当該団体と全労済各事業本部との連携を必要に応じ支援する。
<p>2. 貧困や多重債務のない社会に向けて</p> <p>(1) 最低生活保障と社会的セーフティネットの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人気タレントの母親が生活保護を受給していたことに端を発し、生活保護受給者全体へのバッシングがエスカレートし、扶養義務強化や生活保護基準切り下げの動きが強まっている。労福協は厚労省への要請の中でこの問題を重点的に取り上げ、冷静な対応を求めた。 ○ 生活保護の医療費自己負担導入を求める声が政府・与野党で高まったことを受けて、実態に即し冷静に議論するよう、生活底上げ会議でシンポジ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動方針に基づき、状況に応じて対応 ○ 年末に向けて生活保護基準切り下げの動きが激化することが予想される。生活保護受給者だけでなく、最賃や国民生活にも影響を与える課題として、切り下げの阻止に向けて関係団体と連携して対応していく。 (49頁参照)

<p>ウムを開催し、世論喚起した（3/13）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は本年秋頃を目指して生活支援戦略の策定をもとに7月に中間まとめを行った。特別部会に参加している連合から地方労福協議会で検討状況の報告を受け、全体で情報を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ よりよい内容で生活支援戦略が策定され、生活支援法の制定（13年通常国会）や、具体的な制度設計、モデルづくりが着実に進むよう後押ししていく。（48～49頁参照） ○ 各種支援事業の具体化の段階で、地方労福協の取り組みの促進にもつながるよう、情報収集・提供を行っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2012年度で期限切れとなる住宅手当制度（住宅セーフティネット）は、「生活支援戦略」の中での検討課題になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅手当の延長を13年度予算で確保しつつ、制度の恒久化を生活支援戦略に盛り込み、具体的な制度検討につなげる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年に入って孤立死・餓死が相次ぎ社会問題化しているため、行政とライフライン関係者が連携・情報共有して困窮者の早期発見・対応につなげるよう政策要請を行った。厚労省や消費者庁から、個人情報保護法の扱いを含めて要請の趣旨に沿った一連の通知が地方に発信された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政的通知（2012.5.11）の効果を検証しながら、今後の対応策を検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス自立支援法の5年延長が実現した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延長期間中にその後のさらなる包摂型の支援体制を強化させていくことが課題。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 追い出し屋規制法案は、参議院では10年4月に全会一致で可決したが、業界の巻き返しもあり、衆議院では1度も審議されることなく、11年秋の臨時国会で審議未了のまま廃案になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追い出し屋被害は依然として後を絶たない状況であり、1日も早い法案の再提出と成立が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住まいの貧困に関して、はじめて地方労福協議会でのテーマとし、認識の共有をはかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における居住支援協議会の促進など、具体的課題でのステップアップをはかる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公契約条例の促進に関しては、生活底上げ会議や日弁連と継続的に情報交換を行っている。2月3日に日弁連がはじめて市民集会を開催し、連合などの労働団体や中央労福協も参加・協力し、労働団体と市民団体との連携の足がかりができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き促進に向けて関係団体と連携を強化する。
<p><反貧困全国キャラバン2012></p> <p>① 格差と貧困の広がりに対して声をあげようと、中央労福協も参加する実行委員会の呼びかけにより、2008年に続き標記キャラバンを実施した。</p> <p>西は沖縄（7月12日）、東は北海道（7月14日）からスタートし、キャラバンカー2台で全都道府県を回り、10月20日の反貧困世直し大集会（東京・芝公園）でゴール。各地でも実行委員会がつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の取り組みを集約し、成果、課題も検証し、今後のキャンペーン活動のあり方やネットワークづくりについて検討する。

<p>くられ、集会や街宣、様々なイベント、自治体要請などが行われ、33 労福協が関わった。</p> <p>(キャラバンのチラシは 47 頁参照)</p> <p>② 今回は、一方的な主張ではなく、広く市民に向けて「世の中なんかおかしくない？」と問い合わせ、ひとりひとりが自らの声をあげていくことを呼びかけたことが特徴である。このため、市民の声をツイッターやファックスで集めたり、ワークショップを開催するなど参加型の手法を取り入れ、キャラバンをきっかけに、より広い市民のネットワークづくりを目指した。</p>	
<p>○ 生活底上げ会議（6 回開催）</p> <p>上記の課題について情報交換、連携をはかった。</p>	<p>○ 引き続き、生活底上げ会議を活用した情報の共有と連携を進める。</p>
<p>(2) 多重債務対策</p> <p>① 改正貸金業法（2010 年完全施行）見直しの動向が顕在化していることを受け、関係団体と連携し、運動の成果を逆行させることの無いよう、必要な取組を進めた。連合、日弁連等と連携し、国会議員への働きかけを行い、院内集会を開催した。</p> <p>また、「高金利引下げ運動全国連絡会」（代表：宇都宮健児前日弁連会長）が 8 月に再発足し、本格的な活動を開始した。</p> <p>② 労金の展開する「気づきキャンペーン」と連携し、「マネートラブルにかつ！」の普及促進を図った。</p> <p>③ 国の「生活支援戦略」に関する研究会に参加する委員・関係団体等と、セーフティネット貸付のあり方等をはじめ意見反映を図るべく、意見交換と情報交換を進めた。</p> <p>④ 利息制限法金利引下げ全国会議、保証被害対策全国会議等と連携し、法改正に関する検討を進めた。</p>	<p>○ 活動方針に基づき、継続実施する。</p> <p>○ 改正貸金業法の見直し（高金利復活、総量規制緩和等）の動向については、関係団体と連携し、運動の歴史的意義を損なうことの無いよう、引き続き動向を注視し、都度、集会等で牽制を図る等、適宜必要な取組を緩めずに進めていく。</p>
<p>(3) 自殺対策</p> <p>① 「よりそいホットライン」および地域センター設置に向けた協力・貢献ならびに地方労福協への情報提供を進めた。</p> <p>② 政府の自殺総合対策大綱の全面的な見直しに当たり、動向をフォローし情報収集を進めた。</p>	<p>① ライフリンク、反貧困ネットワークほか関係団体等と連携し、継続して取組を進める。</p> <p>② 総合対策大綱の見直しを受け、政府へ着実な実施を求める。</p>
<p>(4) 司法修習生の給費制存続、奨学金問題</p> <p>① 市民連絡会、日弁連、ビギナーズ・ネットは、法曹養成全体のあり方の結論ができるまで給費制を存</p>	<p>① 法曹養成制度のあり方について、検討会議の検討を踏まえ、2013 年 8 月 2 日までに結</p>

<p>続るべきとの取り組みを進めてきたが、2011年11月に貸与制が施行された。</p> <p>② 継続審議となっていた裁判所法改正案は、民主・自民・公明3党の修正合意に基づき、7月27日に成立した。給費制は維持できなかったが、1年以内に法曹養成制度全体のあり方について検討する中で、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点からの検討も行われることになり、給費制復活の芽は残った。(法改正に伴う市民連絡会の声明は54頁参照)</p> <p>③ 法改正に基づき、閣議決定に基づく「法曹養成制度検討会議」が8月に設置され、検討を開始した。</p>	<p>論を出すことになっており、検討会議への対応が極めて重要である。</p> <p>② 貸与制移行に伴う司法修習生の実情や、法科大学院の段階で多額の借金を抱えている問題も含め、経済的理由で法曹になる夢を断念させないという観点から、市民連絡会や関係団体とも相談しながら対応していく。</p> <p>③ 一般の高校生、大学生の奨学金問題は未着手。引き続き関係団体とも協議し検討する。</p>
<p>3. 消費者運動との連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者庁への政策要請やパブコメで、消費者被害に伴う経済的損失額（2007年度で3.4兆円）を国民への啓発材料としてもっと活用すべきとの提起を行っているが、反映されていない。 ○ 地域主権偏重や国民生活センターの統合問題などで、消費者庁と消費者団体との関係が悪化していくが、阿南消団連事務局長が消費者庁長官に就任するなど、関係改善がはかられつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質商法根絶は国民的課題との共通認識を醸成するため、引き続き要望していく。 ○ 地方消費者行政の底支えのための財政支援や相談員の雇い止めの見直しなど、消費者庁も積極姿勢に転じつつあり、この機を活かして前進させる。 ○ 労働運動と消費者運動との連携についても、引き続き追求する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方消費者行政充実シンポジウム in 東京 Part III（中央労福協や消費者団体など14団体による実行委員会主催）を6月9日に開催し、提言を行った（50～53頁参照）。今回は、消費相談業務の民間営利企業による民間委託（指定管理者制度）にも焦点をあてた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、消費者団体との連携による啓発活動、世論喚起に取り組む。 ○ 消費生活相談の民間委託には慎重に対応するよう求めていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活相談員の雇い止めに関して、再任用が排除されることについて「総務省と認識を共有」していることが消費者庁から地方自治体に発信され、一定の前進をみた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者庁の通知（2012.8.28）を活用して、各自治体に雇い止めをしないように働きかける。 ○ 引き続き、総務省を含めた制度改善の検討を働きかける。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者庁は「地方消費者行政活性化基金」終了後（13年4月以降）における新たな財政措置を概算要求で最重点課題に位置づけ、財源確保に向けて積極的姿勢に転じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年度予算での最大限の財源確保をはかるとともに、使い勝手のよい制度になるようフォローしていく。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 8月10日に消費者教育推進法が議員立法で成立。法律の中で、都道府県・市町村に消費者教育推進地域協議会設置の努力義務が盛り込まれた。同法に基づく国的基本方針は2013年6月に閣議決定の見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 13年3月の法施行に向け、各地域において消費者教育推進地方協議会の設置を働きかけ、労福協も積極的に参画していく。当面、消費者庁や都道府県当局からの情報収集を進め、対応を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設は、通常国会で予定法案であったが、法制局との詰めに時間を要し、通常国会での法案提出には至らなかつた。8月に消費者庁から制度案が示されパブコメに附され、最終案の検討が進められている。 <p>4. 連帯経済の促進に向けた政策の実現</p> <p>(1) 協同組合憲章の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終的な法案の検討・成案化作業を早急に進め、早期成立をはかる。
<p>(2) 生協法改正に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央労福協の政策制度要求で要請。日本生協連と全労済で要望案をまとめ、厚労省と意見交換を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き関係団体と共同で実現をめざす。
<p>(3) 協同労働の協同組合法の早期制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 超党派議連で議論され、各党で持ち帰り検討されているが、まだ成案に至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年での法改正に向けて、関係団体と情報共有しながら必要な対応を進める。
<p>(4) 労働者福祉政策決定プロセス・運営への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民主党において「協同組合振興研究議員連盟」が発足し、第1回会合で大塚事務局長が基調講演を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き早期成立を期す。
<p>(5) 政策・制度に関する要求と提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2012年度の要求と提言は34~46頁参照) ○ 2012年度の要請活動 民主5/18、公明6/8、社民6/7 厚労省(津田政務官)6/26 内閣府・金融庁(中塚副大臣)6/12 内閣府・消費者庁(後藤副大臣)6/19 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本議連等を出発点として、各般の政策決定プロセス・運営への参画を進めていく。 ○ 政策委員会等を通じ、地方労福協の要望を取り入れ、要求と提言に反映させることができた。 ○ 地方労福協の対都道府県要請内容を収集・検討し、次年度要望に活かしていく。 ○ 活動方針に基づき、継続実施
<p>5. 地球環境保護、食の安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境フォーラムを石川県で開催(6/5)。 ○ 連合「エコ大賞」の取組みを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、「ライフスタイルを見直す環境会議」にて、環境問題や食の安全問題、フードバンク周知等について取り組む。

II. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

2012年度の取り組みの概要	到達点／課題、補強
<p>1. ライフサポート事業の体制づくりと着実な推進</p> <p>① ほぼ、全国的に開設がされた。</p> <p>② 各相談員の技術力向上に向け、実務者・相談員研修会を2012年10月に開催。（大阪、福岡、東京）</p>	<p>① 恒常的な維持運営面課題に取り組む。</p> <p>② 相談員研修の継続実施に向け、実施状況を踏まえ開催場所を検討する。</p> <p>③ 相談事項情報のネットワーク化について検討する。</p>
<p>2. パーソナル・サポート・サービス</p> <p>① 2011年12月に募集されたモデル・プロジェクト（第3次分）は、新規応募8地域（新潟県、柏市、足立区、相模原市、八尾市、柏原市、岡山市、香川県）を含む合計27地域で実施されている。</p> <p>② 労福協関係では、労福協が実施主体となっている沖縄、長野、山口、徳島の4県と、千葉県労福協が協力関係にある野田市が継続実施。新規応募の新潟県では公募の結果、新潟県労福協が受託した。</p> <p>③ 中央労福協主催のPS連絡会議は今年度は開催していないが、PS実施労福協による情報交換会が10月29～30日に山口で開催された。</p>	<p>① 新たな新潟労福協がPSを開始し、労福協関係が5県に拡大。引き続き、取り組みを広げていく。</p> <p>② 社会的包摂戦略や生活支援戦略の中で、より実効的な生活就労一体型支援が制度化され、体制整備が着実に進むよう求めていく。</p>
<p>(よりそいホットライン)</p> <p>① 国の社会的包摂ワンストップ相談事業による「よりそいホットライン」が2012年3月より開始された。現在、延べ400万件、一日2～3万件のコール数に至っている。</p> <p>② 中央センターほか全国32都道府県で地域センター開設。17府県の地方労福協へ要請がされ、参画については地域事情に即し対応されている。</p>	<p>① 「よりそいホットライン」と地域センター設置に向けた協力・貢献ならびに地方労福協への情報提供を進めた。</p> <p>② 実施主体である「社会的包摂サポートセンター」と意見交換を進め、事業立ち上げ時の展開方法等を含め、成果・課題を検証し、地域センターの状況改善と拡大へ向けた協力のあり方について検討を行う。</p>
<p>3. 就労・自立支援・仕事おこし</p> <p>① PS、よりそい支援を中心に対応してきたが、その他の地域での就労支援活動等については十分にフォローできていないところが課題として残る。</p> <p>② 政府が策定中の「生活支援戦略」の中で、「中間的就労の場づくり」も検討課題になっている。</p> <p>③ 協同労働による仕事おこしの促進～地域における労福協とワーカーズコープとの連携が徐々に広がりつつある。</p>	<p>① 就業支援連絡会議の枠組み（マーリングリスト等を含めて）を活用して情報共有を進める。</p> <p>② 政府の戦略での位置づけや事例検討も参考に労福協でも検討していく。</p> <p>③ 協同労働の促進に向けた政策や地域の事例紹介などの場や機会を増やしていく。</p>

<p>4. フードバンク活動の普及・促進</p> <p>① 農水省補助事業によるセカンドハーベスト・ジャパンの「フードバンク検討委員会」に中央労福協も参加。同委員会は、地方のフードバンクのヒアリング調査をもとに報告書を8月に発行した。また、同事業の一環として、フードバンクを広く知つてもうための研修会を福岡(1/28)、沖縄(2/11)、仙台(2/18)、東京(3/15)で開催。中央労福協も協賛し、地元、近隣の地域に参加を呼びかけた。</p> <p>② 環境フォーラム(6/5)で、石川・富山のフードバンクの活動を紹介した。</p> <p>③ 各地、各団体の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉(労福協も関わりフードバンクを設立) ・徳島(FB立ち上げを検討・準備中) ・埼玉(LS事務所を拠点としたFBを検討) ・山口(生協と連携しPS相談者への支援を模索) ・セミナー・視察等(福井、岐阜、福岡、西部労福協、南部労福協など) ・生協(日生協:2HJへの食料提供、みやぎ生協が独自のFBを設立) ・全労済(災害非常食を2HJに提供) 	<p>① 引き続き、各地での啓発活動や事例の交流を進める。</p> <p>② 地域でフードバンクを推進する上で財政基盤をどうつくっていくかが最大の課題となっている。</p> <p>③ フードバンクを考える研究会を再開し、セカンドハーベスト・ジャパン報告書や各地・各団体の取り組み事例も加味して取りまとめを行う。</p>
<p>5. 中小企業勤労者福祉の充実</p> <p>① 中小企業勤労者福祉関係団体連絡会議の開催 中央関係団体(連合、中央労福協、労金、全労済、全労済協会)によるワーキング会議を3月に設置し、3回開催(3/27、7/11、9/27)。地方労福協を含めた第2回全体会議を10/4に開催。</p> <p>② 地方労福協を対象に調査を実施し、各地域での労福協・連合の取り組みの実態把握や参考事例の収集を行い、連絡会議で検討課題や論点の整理を行っている。(55~58頁参照)</p>	<p>① 関係団体連絡会議の設置により、関係者で認識を共有できる場、端緒はできた。</p> <p>② 11年ぶりの地方労福協調査により、実態を踏まえた検討へとステップアップできた。</p> <p>③ 2013年度内に労福協としての取り組みの方向性を出せるよう、連絡会議での具体的な検討作業を進める。</p> <p>④ 運動の継承の観点から、サービスセンター設立以来の労福協等の取り組み経過資料を整理し、関係団体で共有する。</p> <p>⑤ ライフサポートとの連携、事業団体の利用促進は、できるところから着手していく。</p> <p>⑥ 労福協の関わりが強い地域での先行的なモデルづくり。未設置地域での全福センター、地元労福協と連携した取り組みを追求。</p> <p>⑦ 全福センターとも連携し、専門家の協力も</p>

	得て政策づくりを進める。
6. 退職者・高齢者との連携・支援の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国高齢者集会への参加および情報交換を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動方針に基づき継続実施し、課題の具体化を進める。
7. 介護・子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども子育て新システム検討会議の動向フォローおよび子ども・子育て関連3法に関する情報収集を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動方針に基づき継続実施し、具体化を進める。 ○ 法施行にともなう各地方段階での取組への具体的な影響等について調査を進める。 ○ 引きこもり支援等については未着手、引き続き検討を進める。

III. 協同事業、労働者福祉運動の基盤強化

2012年度の取り組みの概要	到達点／課題、補強
<p>1. 2012国際協同組合年（IYC）の取り組み</p> <p>IYCの取り組みを2020年ビジョンの具体化の一環として位置づけ、以下の活動に重点的に取り組んだ。</p> <p>① 労働団体・事業団体連携行動委員会を設置し、協同組合の社会的意義や労働組合との連携に関するアピールポイントを中心に議論し、キャンペーン活動の企画検討を行った。</p> <p>② 7月末～8月に労組訪問し、組合員へのIYCの周知、地域でのキャンペーン活動への理解と協力、労金・全労済等の利用促進等を要請した。（26頁参照）</p> <p>③ 9～11月を労福協としての「キャンペーン月間」とし、リーフレット等の教宣ツールを活用して、協同組合と労働組合との連携強化を訴えつつ、協同組合の社会的価値の浸透、利用促進に向けた全国的な運動を展開した。 (リーフレットは23万部印刷。各地域・産別での独自印刷版も含めて298,300部配布 27頁参照)</p> <p>④ 10月3日にキャンペーン月間におけるメインイベントとして、連合との共催によるシンポジウムを開催。協同組合が果たす社会的役割を議論し、労働組合と協同組合の連携強化を再認識し、アピールを採択した（24頁参照）。全国研究集会、連携行動委員会、10.3シンポ等で出た主な意見・論点は25頁参照。</p> <p>⑤ IYC全国実行委員会が開催するイベントに労福協も参加した（1/13 キックオффフォーラム、7/18 国際協同組合デー記念中央集会）。</p> <p>⑥ 政府の窓口設置や協同組合憲章制定に向けて、労福協も政策制度要求や民主党の協同組合興研究議連への働きかけを行った。</p>	<p>① リーフレットやキャンペーン活動、全国研究集会や10.3シンポでの議論を通じて、労働組合と協同組合の連携や協同組合間協同の必要性については一定の喚起ができた。</p> <p>② これからは、抽象論、スローガンではなく、それぞれが具体的に何をするか、協同組合を利用することで社会にどのように役立つかを目に見える形で提示しつつ、一步前に踏み出すことが必要である。IYCを単なるイベントに終わらせず、2020年ビジョンを着実に具体化し、実践していく。</p> <p>③ こうした観点から、4団体懇談会、三役会などで腹合わせをしつつ、連携行動委員会等での具体的な検討を進め、2013年3月までに一定の取りまとめを行い、具体的な行動を呼びかけていく。</p> <p>④ 対政府の関係では、内閣府が窓口になりIYCの政府広報がなされたが、最小限にとどまっており、積極的な姿勢とは程遠い。引き続き協同組合全体の取り組みとして、恒常的な総合窓口の設置や協同組合憲章の制定を働きかけていく。</p> <p>⑤ JJC（日本協同組合連絡協議会）への加盟検討は未着手。JJCやIYC全国実行委員会で検討されているポストIYCの取り組みや後継組織のあり方に関する議論もみながら、引き続き検討する。また、JJCに対して労福協や労働組合の取り組みについて理解を求めていく。</p> <p>⑥ 協同組合に対する「イコールフッティング論」の動向を注視し、必要な場合、関係団体と協議をし対応する。</p>
<p>2. 協同事業団体の利用促進・支援の取り組み</p> <p>○ 前掲の労組訪問の際に、労金・全労済の利用促進や労働者福祉運動の推進に関して、今後の大会運</p>	<p>○ 労組訪問の要請事項についてフォローアップし、2013年度も継続的に要請していく。</p>

<p>動方針に盛り込む（宣伝ではなく）ことの検討を要請した。</p>	<p>(訪問および意見交換の場づくり)</p>																						
<p>3. 労働者福祉運動を担う人材の育成・教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2012年度は東(三島15名)西(岡山34名)で開催。 ○ 2011年度のフォロー研修会を東京(35名)で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年度からは、各ブロックでの開催の予定。 ○ 2012年度フォローアップ研修を開催する。 																						
<p>4. 会員拡大と財政基盤強化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産別統合により労組会員数の減少が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の組合合併を注視しつつ、対応の有無を検証する。 																						
<p>5. 「日本労働文化財団」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PSを実施している4労福協(長野、山口、徳島、沖縄)に対する財団からの助成が継続され、着実に成果をあげている。 ○ 連合大学院設立準備検討委員会(中央労福協も参加)は4月5日、基本構想を取りまとめ、2014年4月からの開講に向けて詳細な検討作業、実務協議に入ることになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連合大学院構想に関しては、関係団体と連携して具体化を進めていく。 																						
<p>6. 新公益法人制度への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移行状況 <table border="1" data-bbox="203 1365 827 1664"> <thead> <tr> <th colspan="2">移行</th> <th>地方労福協</th> <th>会員及び 関連団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移行 済み</td> <td>公益社団・財団法人</td> <td>和歌山、沖縄</td> <td>9法人</td> </tr> <tr> <td>一般社団・財団法人</td> <td>山形、埼玉、富山、香川、愛媛、山口、大阪</td> <td>11法人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移行 予定</td> <td>公益社団・財団法人</td> <td>2法人</td> <td>5法人</td> </tr> <tr> <td>一般社団・財団法人</td> <td>12法人</td> <td>39法人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">解散・合併・NPO法人へ移行</td><td></td><td>18法人</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報交換会の開催 <p>　　移行前の法人に対し情報交換会を7月2日に開催。 　　主に移行後の会計処理についての情報交換会を7月3日に開催。</p>	移行		地方労福協	会員及び 関連団体	移行 済み	公益社団・財団法人	和歌山、沖縄	9法人	一般社団・財団法人	山形、埼玉、富山、香川、愛媛、山口、大阪	11法人	移行 予定	公益社団・財団法人	2法人	5法人	一般社団・財団法人	12法人	39法人	解散・合併・NPO法人へ移行			18法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013年11月末の移行期限を迎える、移行に至っていない団体の支援。 ○ 2012年4月移行の団体が多く、2013年3月に移行後の最初の決算を迎える。この団体への会計処理の支援。 ○ 中央労福協の一般社団法人格の取得の必要性を検討する。
移行		地方労福協	会員及び 関連団体																				
移行 済み	公益社団・財団法人	和歌山、沖縄	9法人																				
	一般社団・財団法人	山形、埼玉、富山、香川、愛媛、山口、大阪	11法人																				
移行 予定	公益社団・財団法人	2法人	5法人																				
	一般社団・財団法人	12法人	39法人																				
解散・合併・NPO法人へ移行			18法人																				

IV. 経常活動、研修・広報活動

2012年度の取り組みの概要	到達点／課題、補強
1. 各種会議の機能的運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関会議、加盟団体会議は年間計画どおり実施。 (詳細は「会議等の開催経過」を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規方針の「必要に応じて事業団体・労働組合の合同会議やテーマ別懇談会の開催」は未着手。2013年度で検討。
2. 研修活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国研究集会は、国際協同組合年をテーマに長野県で開催。 ○ 事務担当者研修会は、国際協同組合年及びLSC、PSをテーマに沖縄県で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、情勢にあったテーマの設定や活動との連動など、全国研究集会を年1回開催する。 ○ 引き続き「事務担当者研修会」を年1回開催する。
3. 国内外の調査・交流視察の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第44次欧州労働者福祉視察団派遣 9/23～10/3 (フィンランド〔生協〕、イギリス〔共済・金融〕、フランス〔共済・フードバンク〕) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動方針に基づき、2012年度は継続実施する。 ○ 2013年度中に、今後の訪問地域など欧州視察団のあり方について検討する。
4. 広報活動と情報化 <ul style="list-style-type: none"> ○ ニュースレター 月1回の発行 ○ 社会保険制度の概要の掲示板の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来通り発行する。 ○ 従来通り発行する。
5. 調査研究活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同研究、委託研究については、課題未整理のため実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点政策課題について研究・調査の必要性を検証する。
6. 労働組合の税務・会計サポート <ul style="list-style-type: none"> ○ 8月に実務マニュアルを発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、実務マニュアルの普及促進をめざす。また、実務マニュアルを使った地方労福協および産別等の研修会の開催を要請する。